

第3部第1章第7節 **新型コロナウイルス感染症対策（新設）**

目指すべき姿

これまでの経験を活かし、感染拡大を未然に防ぐとともに、感染拡大の予兆があった場合は、被害を最小限に食い止められるよう、相談、診療・検査、医療・療養の体制づくりを進める。

現状・課題

県では最初の陽性患者が確認された後、いち早く相談体制を確立するとともに、医師会の協力による診療・検査体制の強化を図るなど、県民の不安解消に努めてきたが、今後は、感染拡大防止に向けた取組を進めるとともに、感染症の専門人材をはじめとする医療人材の確保や、感染の状況に応じ必要となる病床や宿泊療養施設の確保、さらには保健所の過重な負担軽減に努める必要がある。

課題に対応した主な取組

相談体制

- ・ 県民がいつでも相談でき、診療・検査を受けやすい体制の整備

診療・検査体制

- ・ 診療・検査医療機関での受診体制等の確保
- ・ 衛生研究所の体制整備
- ・ 民間検査機関も含めた検査体制の構築

医療・療養体制

- ・ 感染症専門人材の育成・確保
- ・ 感染症に備えた医療機器の整備支援や感染防護具の確保・備蓄
- ・ 感染者急増時を見据えた病床・宿泊療養施設の確保
- ・ 宿泊・自宅療養者を支援する医療体制の強化

体制整備

感染拡大防止に向けた取組

- ・ 県民に対する感染防止対策の普及・啓発
- ・ 医療機関・社会福祉施設でのクラスター対策の支援
- ・ ワクチン接種の支援
- ・ 保健所の体制強化

指標の設定

● **感染症専門研修受講者数**

【指標の定義】

県が実施する感染症専門研修を受講した人数

【目標値】

- **全病院数（令和5年度）** ※343病院（令和3年度時点）

※国では、次期医療計画に「新興感染症等の感染拡大時における医療」として位置付け→県の第8次計画策定もその点を踏まえ策定